

高齢者虐待防止のための指針

社会医療法人 医仁会 中村記念病院

居宅介護支援事業所

訪問看護ステーション

2024 年 4 月 1 日施行

目次

- 1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- 2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織について
- 3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 4 虐待等が発生した場合の対応方法について
- 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について
- 6 成年後見制度の利用支援について
- 7 虐待等に係る苦情解決方法について
- 8 利用者等に対する当該指針の閲覧について
- 9 その他虐待の防止の推進についてエラー! ブックマークが定義されていません。

【別紙】 高齢者虐待へのエラー! ブックマークが定義されていません。対応手順

高齢者虐待発見チェックリスト

1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

(1) 目的

中村記念病院 居宅介護支援事業所および訪問看護ステーション（以下「当在宅部門」）では、指定居宅介護事業所または指定居宅サービス等に関する人員、設備・運営に関する厚生省令第38号第27号の2または第37号第37条の2に基づく虐待防止のための指針を定め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、組織体制、取組内容等を認識し本指針を遵守する。

(2) 高齢者虐待の種類

高齢者虐待とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。または、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

②心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

③経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤ネグレスト

利用者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、同居人などによる虐待行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

(4) 利用者の安全を最優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも利用者の安全確保を最優先とする。

（５）常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、迅速な対応を行う。

（６）組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行う。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待対応の担当者やそれに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、利用者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断する。特に、利用者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とする。

（７）関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用する。

（８）記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りは、事後検証や権限行使など説明責任が伴う場合もあるため、組織的に対応状況が共有できる内容で記録に残す。

２ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織について

虐待防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するため「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（１）委員会構成員

委員長は当在宅部門の居宅介護支援事業所の管理者が務める。委員会の委員は、訪問看護ステーションより最低２名以上を選出する。

（２）開催頻度

委員会は基本的に半年に１回とする。

(3) 他の会議との一体的な設置・運営

必要に応じて他の会議と一体的に委員会を開催し、効率的に運営する。

(4) 他のサービスと事業所との連携

他のサービス事業所と協力し、広範な視野での虐待防止策を検討する事も可能とする。

(5) 遠隔会議システムの利用

必要に応じてテレビ電話装置等の遠隔会議システムを使用し、幅広い参加を促進する。

(6) 検討事項

委員会は以下の事項について検討し、そこで得た結果は従業者に周知徹底を図る。

- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
- ・虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ・虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関する事
- ・従業者が虐待等を把握した場合に市への通法が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ・虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる発生の確実な防止策に関する事
- ・再発の防止策に講じた際に、その結果についての評価に関する事

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 研修計画の作成

- ・本指針に基づいた研修計画を毎年作成する。

(2) 定期的な研修の実施

- ・職員の知識とスキルの更新、虐待防止に関する意識を高めるために、少なくとも年に一度は研修を実施する。

(3) 新規採用者への研修

- ・新規採用される職員には、事業所の虐待防止方針を理解し、実践する能力が身に付くよう必ず虐待防止研修を実施する。

(4) 研修内容の記録

- ・研修の実施内容、日程、参加者などを記録する。

4 虐待などが発生した場合の対応方法について

(1) 事業所内での報告及び対応

- ・虐待等の被害を受けたと思われる利用者を発見、および虐待が発生した場合は速やかに委員長へ報告する。報告を受けた委員長は、委員会を開催し「高齢者虐待への対応手順（別紙）」にそって速やかに通法を行う。

(2) 事実確認の協力

- ・地域包括支援センターによる事実確認に全面的に協力する。これには関係者の面談や書庫の収集などが含まれる。

(3) 被虐待者の保護

- ・虐待が確認された場合、被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行う。必要に応じてサービス調整を行う。

(4) 養護者の支援

- ・虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要としている可能性がある事を認識し、適切な支援を検討する。これには、介護疲れ、経済的問題、医療的課題など虐待の背景にある複数の要因を考慮する。

(5) 虐待者が職員の場合

- ・虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。これには、必要に応じて懲戒処分や法的措置の実施も含まれる。

5 虐待が発生した場合の相談・報告体制について

(1) 相談窓口の設置

- ・虐待に関する相談や報告を行うための専門窓口を設置する。

(2) 報告内容の適切な扱い

- ・報告された情報は新調に取扱い、個人情報保護に配慮しながら適切に管理する。

(3) 報告者へのサポート

- ・報告者に対して適切なフォローアップとサポートを提供し、報告による不利益が生じないように配慮する。

6 成年後見制度の利用支援について

虐待等の防止に観点から、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者やその家族等へ説明を行うとともに、求めに応じて各担当区役所および各区社会福祉協議会等の窓口を紹介する。なお、養護者による虐待が疑われ場合等においては、委員会が直接各区役所等へ連絡する。

7 虐待等に係る苦情解決方法について

(1) 苦情受付窓口の設置

- ・虐待に関する苦情を受け付ける専用窓口を設置する。この窓口は利用者が安心して相談できる環境に努める。

(2) 苦情の迅速な対応

- ・受け付けた苦情に対しては迅速に対応し、事実関係の調査を行う。必要に応じて適切な対応や措置を講じる。

(3) 透明性の保持

- ・苦情の処理過程は透明性を持ち、利用者や職員に適宜情報を提供する。但し個人情報には十分配慮するよう努める。

(4) 解決策の検討と実施

- ・苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する。これには、業務プロセスの見直し、または他の適切な措置を含める事とする。

(5) 苦情処理の記録と評価

- ・苦情の処理過程と結果は記録し、これを基に虐待防止のためのシステムやプロセスの改善を図るよう努める。

8 利用者等に対する当該指針に閲覧について

本指針は、利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者および当ステーション職員な

らびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示するとともに当在宅部門ウェブサイトに掲載する。

9 その他虐待の防止の推進について

当事業所における高齢者虐待防止の取り組みは、その重要性和緊急性を鑑みて、管理者が専任担当者として責任を持つこととする。管理者は、虐待防止のための全ての活動の監督、調整、及び実施を担当し、研修・報告体制の整備、対応策の策定など、虐待防止に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たすよう努める。